

パブリック・コメント手続（意見募集）

都市計画公園・緑地の見直し方針について

【意見募集期間】

令和3年（2021年） 令和4年（2022年）

12月16日（木） ～ 1月11日（火）

【問い合わせ先】

都市部都市計画課  
電話 046-822-9614（直通）

横 須 賀 市

## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## 1 意見募集の趣旨

適正な土地利用を図るとともに、減少するみどりを保全・創出していくため、都市計画に公園や緑地を位置付けてきました。

都市計画決定されている公園・緑地は204か所ありますが、現時点で長期間にわたり事業未着手となっている公園が4か所と、供用開始済みではあるものの一部未整備の公園が4か所、緑地が1か所あります。

これら9か所について、県が「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」を策定したことを受け、検証を行い見直しの方針案をとりまとめましたので、市民の皆様からのご意見等を募集いたします。

## 2 方針の構成

### 第1章 目的・位置づけ

- 1 背景 / 2 都市計画公園・緑地とは / 3 見直しの目的 /
- 4 本方針の位置づけ / 5 目標年次

### 第2章 都市計画公園・緑地の現状

- 1 都市計画決定状況 / 2 都市計画公園・緑地の整備状況

### 第3章 都市計画公園・緑地の見直しの考え方

- 1 見直しの基本的な考え方 / 2 検証の手順

### 第4章 検証結果

- 1 検証結果一覧 / 2 2.2.2 稲岡公園 / 3 2.2.8 山崎公園 /
- 4 2.2.21 長坂公園 / 5 3.3.8 第2臨海公園 /
- 6 2.2.3 港町公園 / 7 2.2.33 根岸第4公園 /
- 8 3.3.2 諏訪公園 / 9 3.3.20 佐島の丘公園 /
- 10 10号光の丘水辺緑地

### 第5章 今後の進め方

## 3 今後のスケジュール

令和3年12月16日                      パブリック・コメント手続による意見募集

～令和4年1月11日

令和4年3月                              都市整備常任委員会へ結果報告



# 都市計画公園・緑地の見直し方針 (案)

令和3年（2021年）12月

# 第1章 目的・位置づけ

## 1 背景

- 戦後復興や高度経済成長に伴い、適正な土地利用を図ることと合わせ、減少するみどりを公園・緑地として保全・創出してきた
- しかし、20年以上の長期にわたり事業に着手していない都市計画公園・緑地が存在している
- 社会情勢の変化から求められる公園機能などにも変化が見られる
- 都市計画公園・緑地などの都市施設には、都市計画法第53条により建築制限が課せられており、長期未着手都市計画公園・緑地については、整備の見通しが立たない中、このような制限をかけ続けていることが全国的な課題となっている
- 課題を受けて都市計画運用指針が改正され、神奈川県では「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（H27年）」を策定した
- これらを受け、今後の本市都市計画公園・緑地に対する考え方をまとめた「横須賀市都市計画公園・緑地の見直し方針」を策定する

## 2 都市計画公園・緑地とは

- 都市計画法第11条に規定された都市施設のうち「公園」「緑地」
- 都市の健全な発展と秩序ある整備を目的として、長期的な視点から計画的な整備を進めるため、必要な区域を明確にした上で「公園」、「緑地」を都市計画に定めるもの
- 整備された都市計画公園・緑地は、都市公園法第2条により規定された都市公園として、都市公園法のもと適切に管理されている
- 本市には都市計画決定していない都市公園・緑地が存在するため、都市公園・緑地であっても都市計画公園・緑地とは限らない

## 3 見直しの目的

- 都市計画の再検証を行い、行政としての説明責任を果たすことで、都市計画に対する信頼性を高める
- 長期未着手となってしまった要因や課題を把握するとともに、その「必要性」、「実現性」、「代替性」の観点から検証を行う

## 4 本方針の位置づけ

- 本方針は、県ガイドラインに即し、「横須賀市都市計画マスタープラン」、「横須賀市みどりの基本計画」及び「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」等の上位計画や関連計画との整合を図りながら、都市計画公園・緑地の見直しに対する具体的な方針を示すもの
- 本方針を踏まえて、必要に応じて都市計画変更の手続きを進める

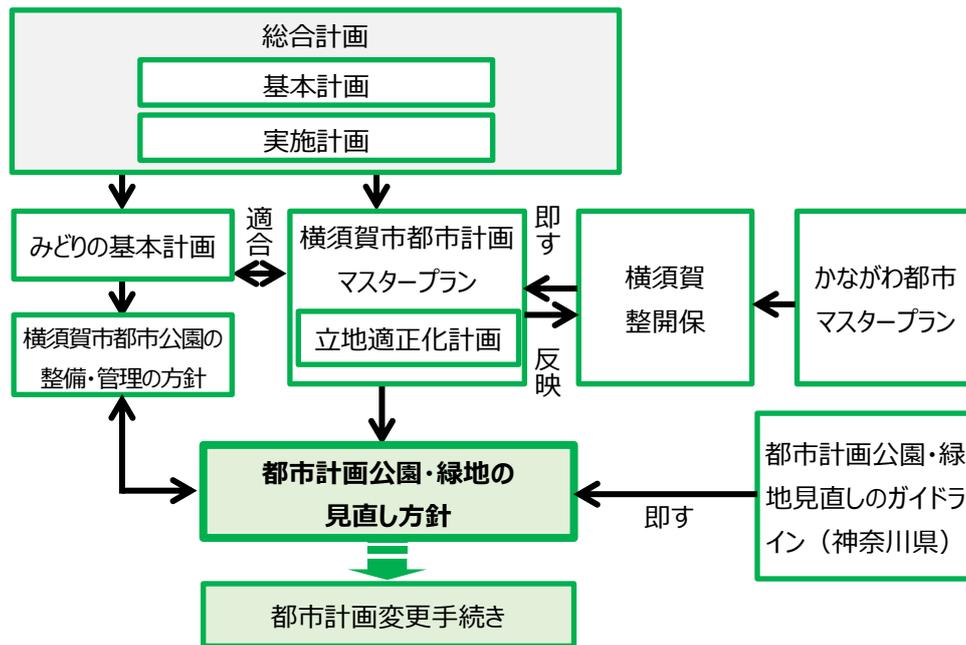


図. 本方針の位置づけ

## 5 目標年次

- 本方針は、上位計画との整合を図る観点から、都市計画マスタープランの計画目標年次である令和 17 年度の都市の姿を展望した上で検証する

## 第2章 都市計画公園・緑地の現状

### 1 都市計画決定状況

- 本市の都市計画公園・緑地は、昭和22年（1947年）に臨海公園他8公園を都市計画決定したことにはじまり、令和3年7月時点で公園193か所（計263.31ha）、緑地11か所（計80.45ha）が都市計画決定（変更）されている

表. 都市計画公園・緑地の都市計画決定状況（令和3年7月末時点）

種別		箇所数	面積（ha）	
公園	住区基幹公園	街区公園	157	42.79
		近隣公園	21	40.02
		地区公園	1	4.3
	都市基幹公園	総合公園	1	21.3
		運動公園	3	27.4
		広域公園	0	0
	特殊公園	風致公園	6	114.5
		歴史・植物公園	4	13.0
	小計		193	263.31
	緑地		11	80.45
合計		204	343.76	

## 2 都市計画公園・緑地の整備状況

- 決定後 20 年以上 かつ 未開設・部分開設の公園・緑地かつ、法令により適切に管理・一般公開されているもの以外が検証対象
- 都市計画公園 193 か所・緑地 11 か所のうち公園 4 か所に未整備箇所がある

表. 都市計画公園・緑地の整備状況（令和 3 年 7 月末時点）

種 別	公園・緑地数	内訳		決定面積 (ha)
		整備済 開設済	未整備 (一部含む)	
街区公園	157	154	3	42.79
近隣公園	21	20	1	40.02
地区公園	1	1	0	4.3
総合公園	1	1	0	21.3
運動公園	3	3	0	27.4
広域公園	0	0	0	0
風致公園	6	6	0	114.5
歴史・植物公園	4	4	0	13.0
公園合計	193	189	4	263.31
緑地	11	11	0	80.45

- 上記の長期未整備公園・緑地の抽出にあたり、全都市計画公園・緑地の計画区域と管理区域を確認したところ、整備済・開設済と思われていた都市計画公園・緑地区域内に小規模な民有地を含んでいることが判明した公園が 4 か所・緑地が 1 か所あった
- 本方針では、長期未整備公園 4 か所と併せて、都市計画区域内に民有地を含む整備済・開設済の公園・緑地 5 か所、合計 9 か所を検証対象とする

## 第3章 都市計画公園・緑地の見直しの考え方

### 1 見直しの基本的な考え方

#### (1) 上位計画との整合性

- 令和3年度に「横須賀市みどりの基本計画」の中間見直しを行うとともに、これからの時代に合った公園の整備と管理の方針を示した「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」を作成中
- 「横須賀市みどりの基本計画」や「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」のほか、「横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画、関連計画との整合を図りながら、本市の地域の実情等を踏まえた都市計画公園・緑地の見直しを実施

#### (2) 検証の観点

- 公園等に求められる機能を踏まえて、「必要性」、「実現性」、「代替性」の観点から実施

#### (3) 見直しの主なパターン

- ① 都市計画公園・緑地としての必要性があり、目標年次における実現性があると判断できるものは、「存続」させる。
- ② 都市計画公園・緑地としての必要性はあるが、実現性が乏しいもの。ただし、周辺に都市施設として、都市計画決定できる代替先がある場合には、これに付替えて都市計画を「変更」する。
- ③ 都市計画公園・緑地としての必要性はあるが、実現性が乏しいもの。さらに、都市計画公園・緑地の代替先はないが、公園・緑地関連の法令により継続性・担保性を確保できる場合には、都市計画公園・緑地を「廃止」する。
- ④ 都市計画公園・緑地の必要性はあるが、実現性が乏しく、代替先も継続性・担保性もない場合には 都市計画公園・緑地として「存続」させる。
- ⑤ 都市計画公園・緑地の必要性がないと判断する場合や、地域の実情によりやむを得ない場合は都市計画公園・緑地を「廃止」とする。

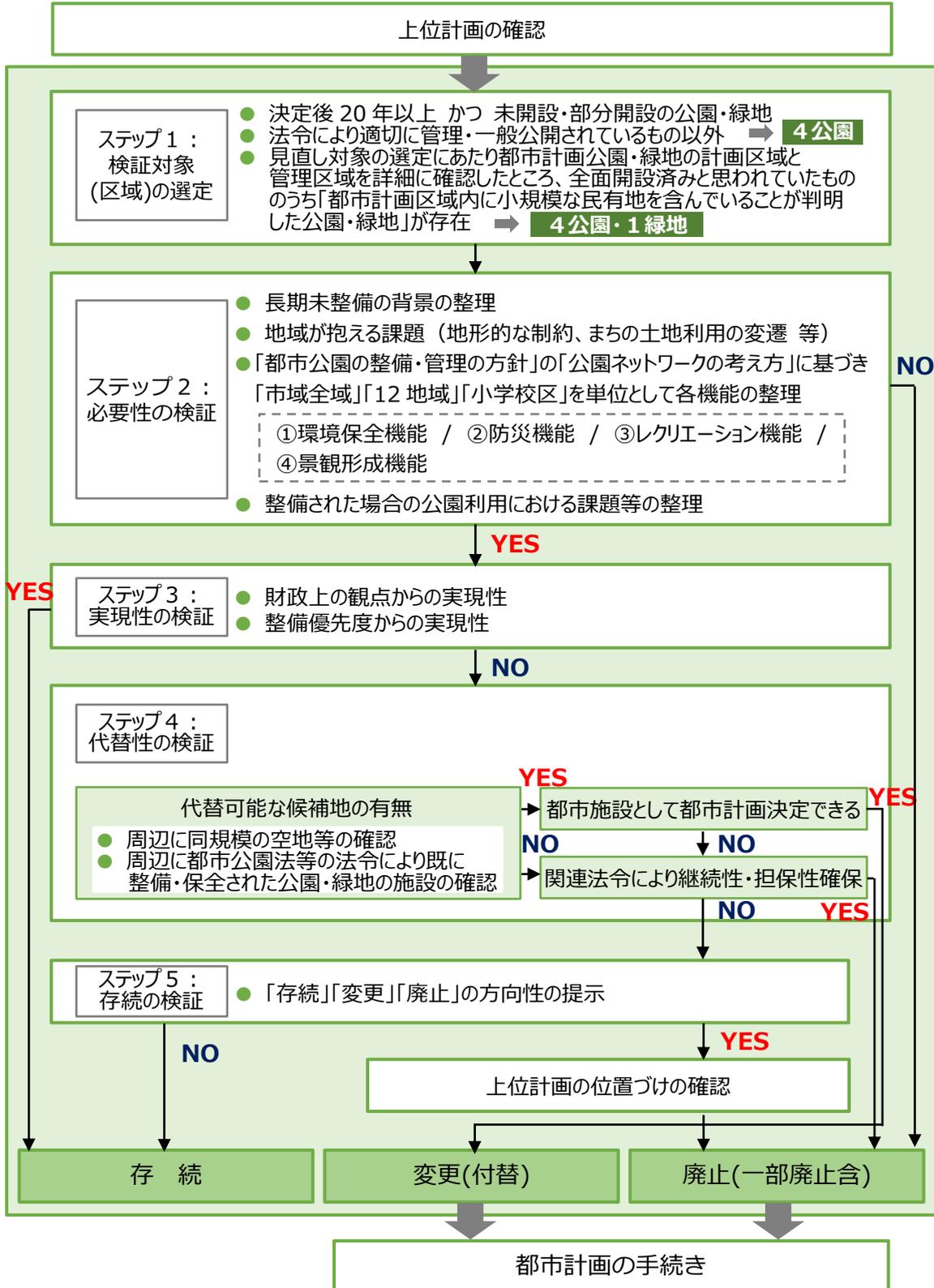
表. 検証の主なパターン

検証の観点					
	必要性	実現性	代替性	継続性 担保性	
①	○	○			→ 存続
②	○	△	○		→ 変更(付替)
③	○	△	×	○	→ 廃止
④	○	△	×	×	→ 存続
⑤	×				→ 廃止

○ : あり、△ : 乏しい、× : なし

## 2 検証の手順

以下の手順により検証を行います。





## 第4章 検証結果

### 1 検証結果一覧

対象全9か所の検証結果は以下のとおりです。

No.	ステップ1： 検証対象				ステップ2： 必要性		
	都市計画公園・緑地		開設状況 (未整備の背景)	地域が抱える 現状・課題等	環境保全機能 都市環境の向上 ・生物生生育	防災機能	
	番号	名称				延焼防止	避難路の 確保
1	2.2.2	稲岡公園	全面未開設 (米軍基地内)	基地返還予定未定、基地 内土地利用計画なし	○	○	○
2	2.2.8	山崎公園	全面未開設 (小学校敷地内)	学校施設3棟築40年以上、 建て替えのあり方は 今後検討	○	○	○
3	2.2.21	長坂公園	一部未開設 (部分開設)	市街化調整区域、荻野小 学校区北側に首都圏近郊 緑地保全地区が広がりみ どり豊か	○	○	○
4	3.3.8	第2臨海公園	全面未開設 (アクセス性低、 費用対効果低)	谷戸地形で水平移動は限 定的、地域に平場が少な い	○	○	×
5	2.2.3	港町公園	開設済・ 一部民有地含む	開設済で一般に開放され ているが整備過程で計画 区域と開設区域に差異が 生じている、都市計画決 定当時の目的が達成され ているが計画区域内の民 有地には建築制限がか かっている	○	○	○
6	2.2.33	根岸第4公園	開設済・ 一部民有地含む		○	○	○
7	3.3.2	諏訪公園	開設済・ 一部民有地含む		○	○	○
8	3.3.20	佐島の丘公園	開設済・ 一部民有地含む		○	○	○
9	10号	光の丘水辺緑地	開設済・ 一部民有地含む		○	○	○

ステップ2： 必要性				ステップ3： 実現性	ステップ4： 代替性			ステップ5： 存続	
防災機能		レクリエーション 機能	景観機能	必要性	実現性	代替	都市計 画決定		継続性 担保
復旧活動 拠点	洪水・土砂 流出防止	健康・観光 の交流の場	自然景観・ 歴史景観						
○ 平場あり	× 平場	○	○ まちなか の緑	○	— 判断不可	-	-	-	存続
○ 学校隣接	× 平場	○	○ まちなか の緑	○	○	-	-	-	存続
○ 避難所 隣接	× 平場	○	○ まちなか の緑	○	△ 利用のある 民有地	×	-	×	存続
×	×	×	○ 斜面緑地	○	△ 緑地として 保全	×	-	×	存続
○ 平場あり	×	○	○ 自然・ 歴史	○	×	○	○	-	変更
○ 平場あり	×	○	○ まちなか の緑	○	×	○	○	-	変更
×	○	○	○ 樹林地	○	×	○	○	-	変更
○ 平場あり	×	○	○ まちなか の緑	○	×	○	○	-	変更
×	○	○	○ 樹林地	○	×	○	○	-	変更

【凡例】○：あり、△：乏しい、×：なし、－：検証なし

## ①概要

- ・種別：街区公園      ・位置：稲岡町地内
- ・面積：0.17ha  
(整備済面積：0.0ha、未整備面積：0.17ha)
- ・都市計画決定：昭和22年4月22日(当初)  
昭和50年4月1日(変更)
- ・軍都から転換しつつある市街地における市民の生活環境の向上を目的として、米軍の要望により疎開跡地であった当該地を指定

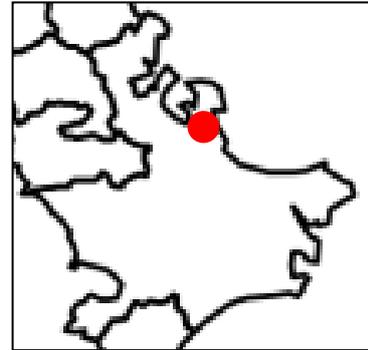


図. 位置図

## ②長期未整備の背景

- ・都市計画決定以降、米軍基地内にあり全面未整備のまま
- ・米軍基地内のため実質建築制限なし

## ③地域の現状・課題等

- ・米軍基地返還の予定は未定      ・米軍基地の土地利用計画はない
- ・20年後人口は現状維持～微減予想

## ④必要性の検証(ステップ2) ⇒ 必要性：あり

機能	項目	評価	
環境保全	都市環境の向上・ 生物生息生育の場	○	まちなかの緑として機能
防災	延焼防止	○	周辺建物への延焼防止効果あり
	避難路の確保	○	住宅・事務所等の避難路確保に寄与
	復旧活動拠点	○	平場があるため復旧活動拠点になり得る
	洪水・土砂流出防止	×	平場のため洪水・土砂流出防止効果は低い
レクリエーション	健康・観光の交流の場	○	まちなかのレクリエーション拠点
景観	自然景観・歴史景観	○	まちのみどりとして景観向上に寄与

## ⑤実現性の検証(ステップ3) ⇒ 実現性：判断不可

- ・本市は可能な限り米軍基地返還を求めていくこととしているが予定は未定
- ・実現性の判断不可

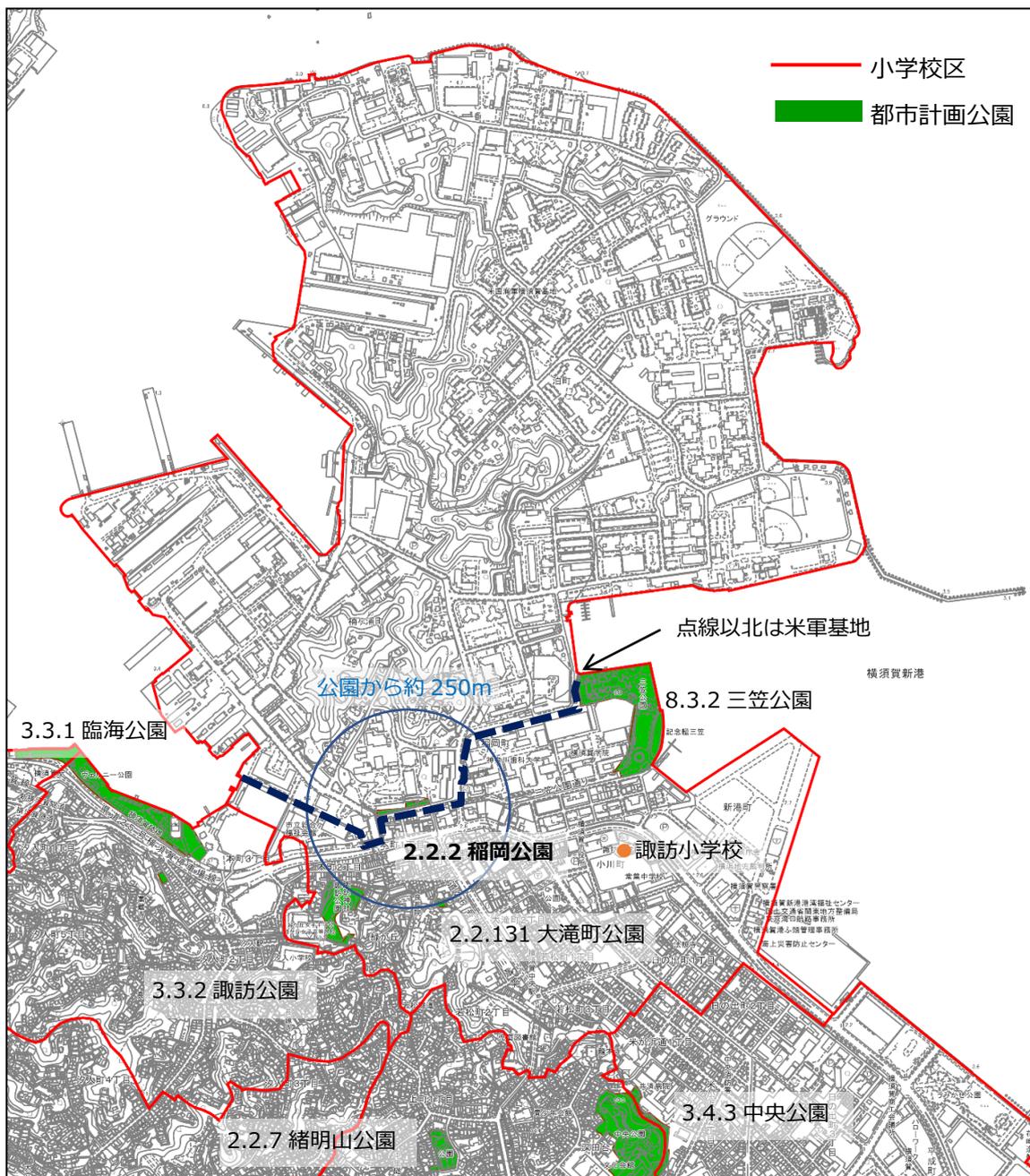


図. 稲岡公園周辺

## ①概要

- ・種別：街区公園 ・位置：三春町6丁目地内
- ・面積：0.12ha  
(整備済面積：0.0ha、未整備面積：0.12ha)
- ・都市計画決定：昭和24年1月24日(当初)  
昭和32年3月23日(変更)  
昭和50年4月1日(変更)
- ・現 国道16号(都市計画道路3.3.2安浦下浦線)  
整備後、児童が安全に遊べるよう都市計画決定された

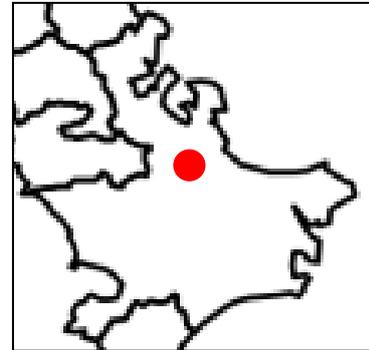


図. 位置図

## ②長期未整備の背景

- ・計画区域は市立山崎小学校用地(市有地)で、学校敷地として利用されている

## ③地域の現状・課題等

- ・市立山崎小学校の学校施設3棟すべて建築後40年以上経過
- ・20年後人口は現状維持～微減予想
- ・児童・生徒数と施設規模の乖離、災害リスクなどを考慮した建て替えのあり方は今後検討予定

## ④必要性の検証(ステップ2) ⇒ 必要性：あり

機能	項目	評価	
環境保全	都市環境の向上・ 生物生息生育の場	○	まちなかの緑として機能
防災	延焼防止	○	小学校校庭とあわせて延焼防止効果あり
	避難路の確保	○	住宅・事務所等の避難路確保に寄与
	復旧活動拠点	○	小学校と隣接しており復旧活動拠点になり得る
	洪水・土砂流出防止	×	平場のため洪水・土砂流出防止効果は低い
レクリエーション	健康・観光の交流の場	○	まちなかのレクリエーション拠点
景観	自然景観・歴史景観	○	まちのみどりとして景観向上に寄与

## ⑤実現性の検証(ステップ3) ⇒ 実現性：高い

- ・学校施設の建て替え計画によっては計画の実現性は高い

⑥代替性の検証（ステップ4） ⇒ 代替性：なし

・周辺地域には住宅地が広がり、代替先がない

⑦存続の検証（ステップ5） ⇒ 検証結果：存続

・地域に必要な公園として計画の存続が望ましい

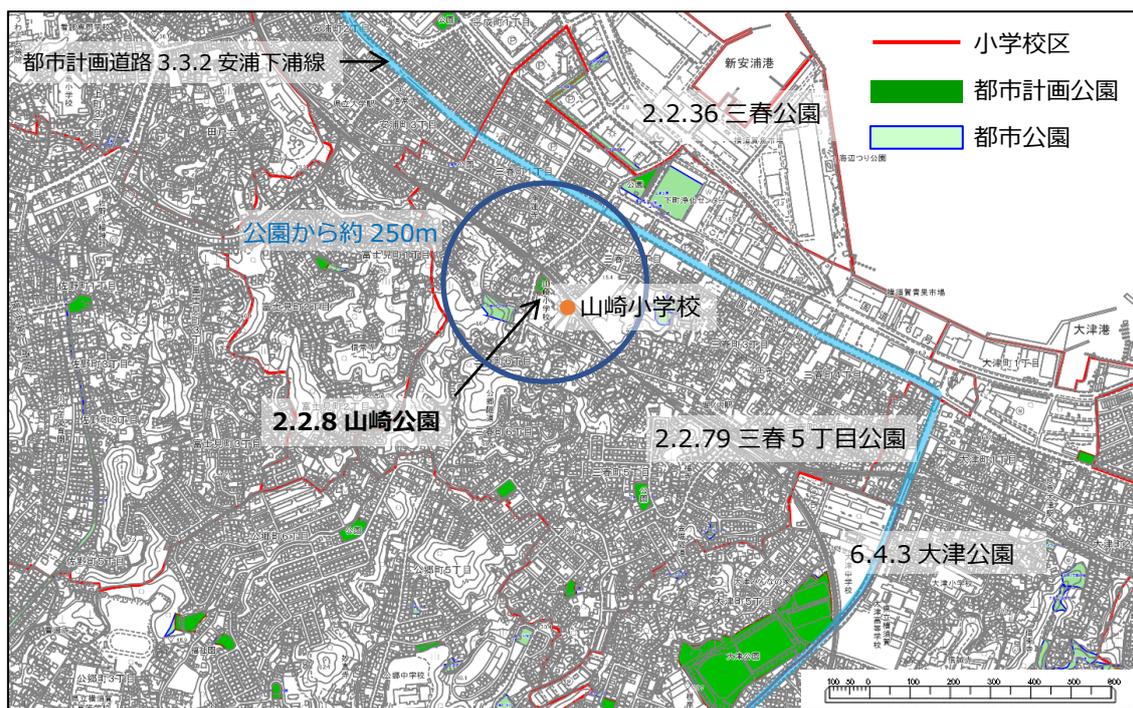


図. 山崎公園周辺

## ①概要

- ・種別：街区公園 ・位置：長坂字堀越地内
- ・面積：0.71ha  
(整備済面積：0.45ha、未整備面積：0.26ha)
- ・都市計画決定：昭和32年3月23日(当初)  
昭和50年4月1日(変更)
- ・市域全域にわたり一般の公園利用をさらに高めることを目的として計画

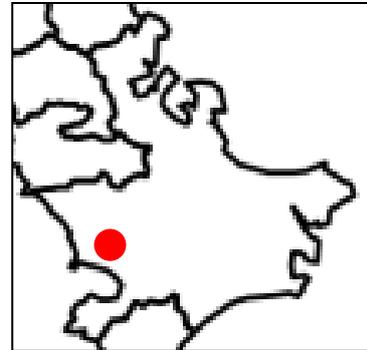


図. 位置図

## ②長期未整備の背景

- ・計画区域の約2/3が整備済で、整備済区域で公園機能を一定程度担えている
- ・未整備区域は資材置き場として利用されている

## ③地域の現状・課題等

- ・荻野小学校区北側には首都圏近郊緑地保全地区が広がり、みどり豊かな地域に位置する
- ・20年後人口は現状維持～微減予想

## ④必要性の検証(ステップ2) ⇒ 必要性：あり

機能	項目	評価	
環境保全	都市環境の向上・ 生物生息生育の場	○	まちなかの緑として機能
防災	延焼防止	○	周辺建物への延焼防止効果あり
	避難路の確保	○	住宅・学校等の避難路確保に寄与
	復旧活動拠点	○	小学校等が近く、復旧活動拠点になり得る
	洪水・土砂流出防止	×	平場のため洪水・土砂流出防止効果は低い
レクリエーション	健康・観光の交流の場	○	まちなかのレクリエーション拠点
景観	自然景観・歴史景観	○	まちのみどりとして景観向上に寄与

## ⑤実現性の検証(ステップ3) ⇒ 実現性：乏しい

- ・市街化調整区域であるが既存宅地はない
- ・現在、資材置き場として利用されている民有地であるため

⑥代替性の検証(ステップ4) ⇒ 代替性:なし

- ・周辺地域には住宅地が広がり、整備済区域との連続性を考えると代替先はない

⑦存続の検証(ステップ5) ⇒ 検証結果:存続

- ・整備済区域だけで一定程度の公園機能は確保されているが、荻野小学校区内に同程度の面積を有する公園がない

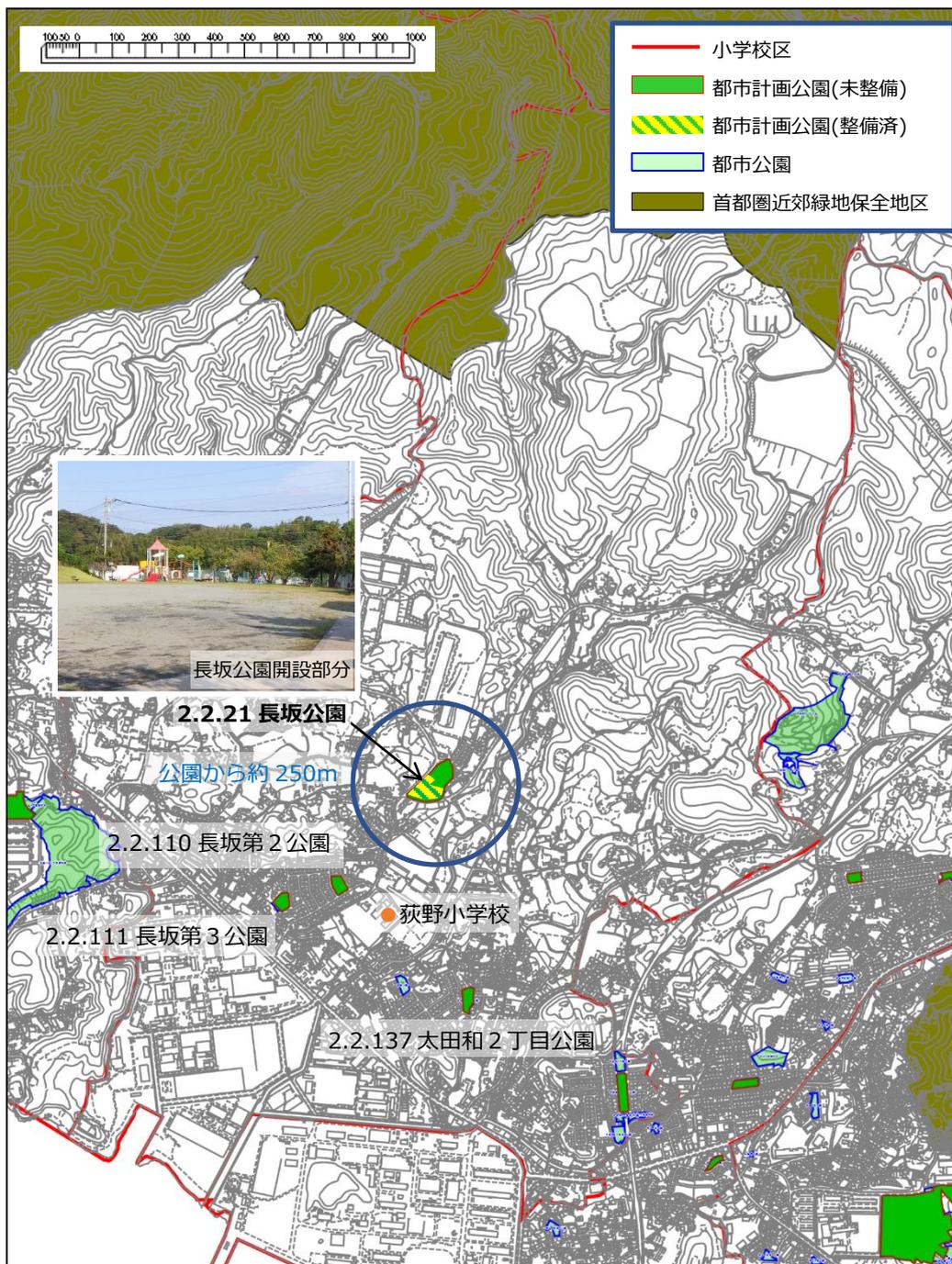


図. 長坂公園周辺

## ①概要

- ・種別：近隣公園 ・位置：西逸見1丁目地内
- ・面積：0.17ha  
(整備済面積：0.0ha、未整備面積：0.17ha)
- ・都市計画決定：昭和34年12月15日(当初)  
昭和50年4月1日(変更)
- ・軍都から転換しつつある市街地における市民の生活環境の向上を目的として、米軍の要望により疎開跡地であった当該地を指定

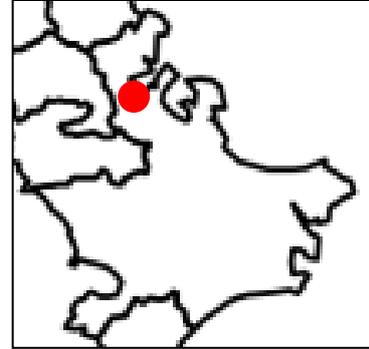


図. 位置図

## ②長期未整備の背景

- ・逗子市二子山を中心とした緑の軸の東端、尾根の先端部分に位置していることから、計画区域のほとんどが斜面地であり、平場が少ないだけでなく、出入り口が1か所しか確保できない

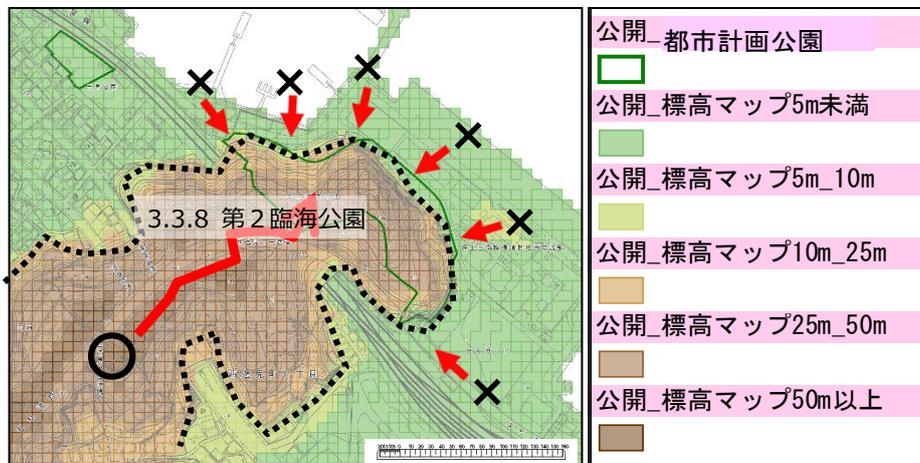


図. 標高マップ

## ③地域が抱える現状・課題等

- ・逸見小学校区及び隣接する長浦小学校区は、全域的に谷戸地形
- ・20年後人口は現状維持～微減予想
- ・計画以前から JR 横須賀線の線路が敷地南側にあり、さらに都市計画道路 1.6.1 本町山中線の開通したことにより、計画地は周辺住宅地から分断されているためアクセスしづらい

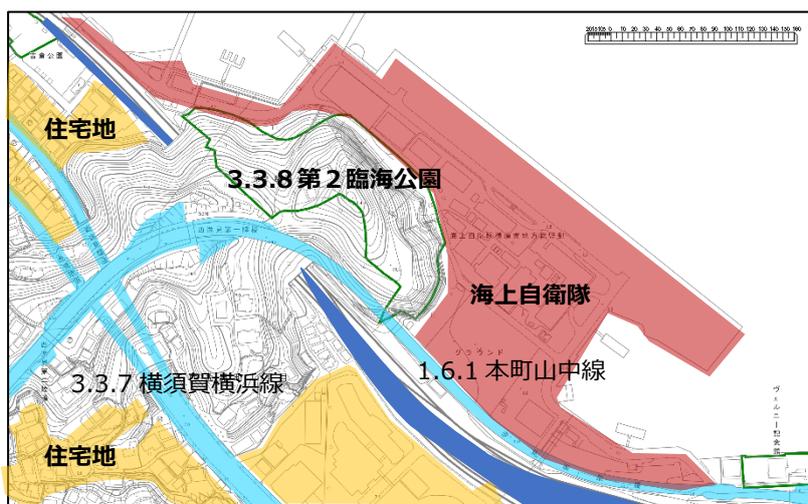


図. 都市計画公園と都市計画道路の配置

④必要性の検証(ステップ2) ⇒ 必要性：あり

機能	項目	評価	
環境保全	都市環境の向上・ 生物生息生育の場	○	まちなかの緑として機能
防災	延焼防止	○	周辺建物への延焼防止効果あり
	避難路の確保	×	出入口が1か所のみ、周辺と高低差あり
	復旧活動拠点	×	平場が少ないため
	洪水・土砂流出防止	×	土砂流出の可能性大(土砂災害特別警戒区域含む)
レクリエーション	健康・観光の交流の場	×	アクセス悪く、平場が少なく、計画当初ほどの公園利用は見込めない
景観	自然景観・歴史景観	○	斜面緑地景観向上に寄与

⑤実現性の検証(ステップ3) ⇒ 実現性：乏しい

- ・計画当初の利用が見込めないため、整備優先度は低い

⑥代替性の検証(ステップ4) ⇒ 代替性：なし

- ・周辺地域は谷戸地形であり、代替先となる広場はない
- ・環境保全機能と景観機能を満たす代替可能な緑地制度として、「特別緑地保全地区の指定」があるが計画区域に国有地(防衛省所管)が含まれているため、特別緑地保全地区の指定は望ましくない[参考：都市緑地法運用指針]

⑦存続性の検証(ステップ5) ⇒ 検証結果：存続

- ・環境保全機能と景観機能の保全を目的とした存続が望ましい

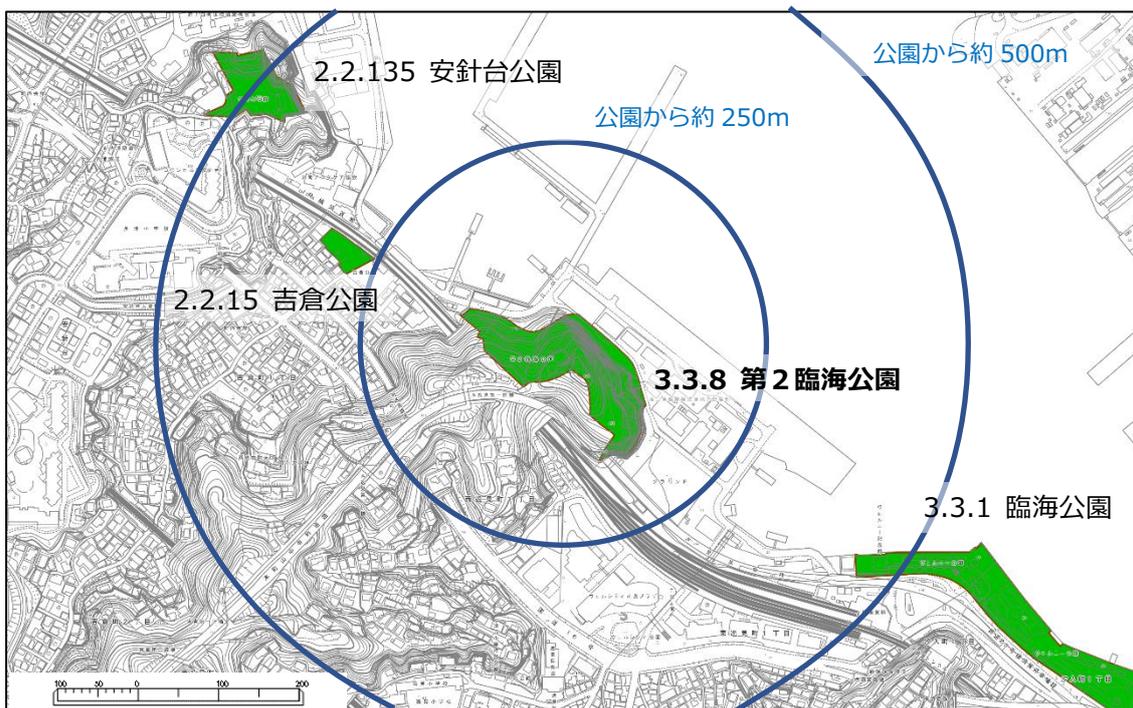


図. 第2臨海公園と周辺の都市計画公園

**6**    **2.2.3 港町公園**    **変更(付替)**

- ・種別：街区公園    ・位置：汐入町2丁目地内
- ・面積：0.06ha（整備済面積：0.05ha、未整備面積：0.01ha）
- ・都市計画決定：昭和22年4月22日（当初）、昭和50年4月1日（変更）
- ・開設年月日：昭和26年4月10日    ・管理面積：0.06ha

**変更理由**  供養塔のある公園として親しまれていることから、供養塔を含む管理区域への付け替えを行う変更が望ましい。

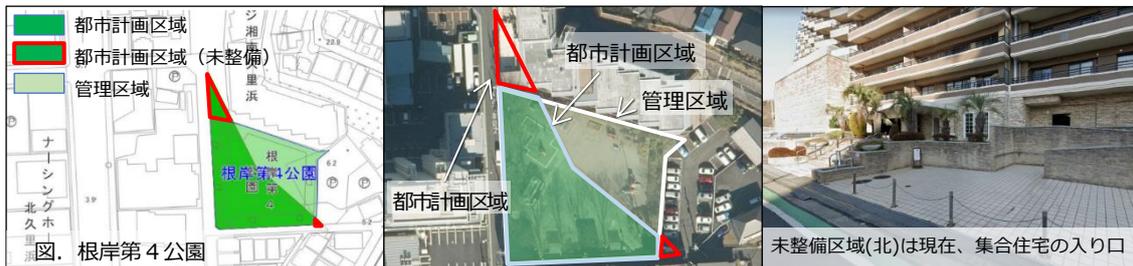


## 7 2.2.33 根岸第4公園

変更(付替)

- ・種別：街区公園 ・位置：根岸町1丁目地内
- ・面積：0.17ha（整備済面積：0.15ha、未整備面積：0.02ha）
- ・都市計画決定：昭和40年9月22日（当初）、昭和50年4月1日（変更）
- ・開設年月日：昭和45年4月1日 ・管理面積：0.23ha

**変更理由** 土地区画整理事業前に計画された区域と形状が異なるため、管理区域への付け替えを行う変更が望ましい。



## 8 3.3.2 諏訪公園

変更(付替)

- ・種別：近隣公園 ・位置：緑が丘地内
- ・面積：1.1ha（整備済面積：1.04ha、未整備面積：0.06ha）
- ・都市計画決定：昭和32年3月23日（当初）、昭和50年4月1日（変更）
- ・開設年月日：明治45年5月1日 ・管理面積：1.48ha

**変更理由** 諏訪神社の社叢林が公園として親しまれており、管理区域への付け替えを行う変更が望ましい。

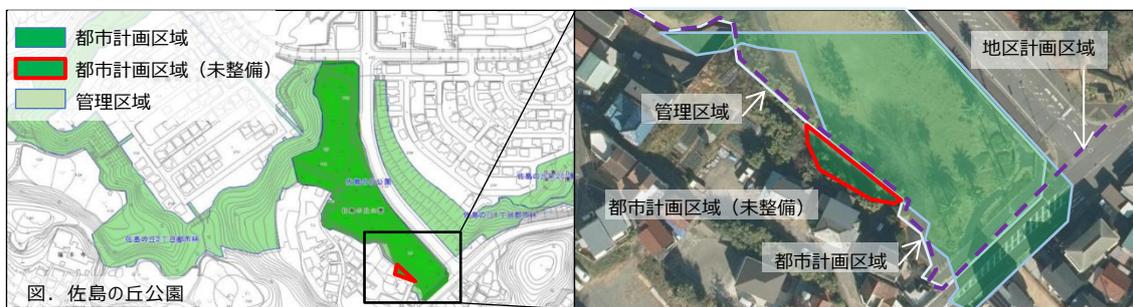


## 9 3.3.20 佐島の丘公園

変更(付替)

- ・種別：近隣公園 ・位置：佐島の丘2丁目地内
- ・面積：1.4ha（整備済面積：1.39ha、未整備面積：0.01ha）
- ・都市計画決定：平成17年4月25日
- ・開設年月日：平成19年4月1日 ・管理面積：1.4ha

**変更理由** 開発事業の中で計画区域と整備区域に差異が生じたため、管理区域への付け替えを行う変更が望ましい。なお、本公園を含む地区計画区域界は、管理区域の境界と同一である。



## 10 10号 光の丘水辺緑地

変更(付替)

- ・種別：緑地 ・位置：光の丘地内
- ・面積：14.30ha(整備済面積：14.28ha,未整備面積：0.02ha)
- ・都市計画決定：平成10年9月18日
- ・開設年月日：平成11年1月26日 ・開設面積：14.60ha

**変更理由** 開発事業の中で計画区域と整備区域に差異が生じたため、管理区域への付け替えを行う変更が望ましい。



## 第5章 今後の進め方

今後は以下を予定しています。

- 市議会都市整備常任委員会及び次回都市計画審議会  
「パブリック・コメント手続の結果」報告（令和4年3月予定）
- 必要に応じて都市計画変更の手続き（令和4年度以降）

## 意見の提出方法

### 1 提出期間

令和3年(2021年)12月16日(木)から  
令和4年(2022年)1月11日(火)まで

### 2 あて先

横須賀市都市部都市計画課

### 3 提出方法

- 書式は特に定めておりません。
- 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
  - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
  - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
  - (3) (市内に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
  - (4) (当該意見募集案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
- 次のいずれかの方法により提出してください。
  - (1) 直接持ち込み
    - ・都市部都市計画課(横須賀市役所分館4階)
    - ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階)
    - ・各行政センター
  - (2) 郵送  
〒238-8550  
横須賀市小川町11番地  
横須賀市役所 都市部都市計画課
  - (3) ファクシミリ  
046-826-0420
  - (4) 電子メール  
cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。  
ご提出いただきましたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、とりまとめて公表いたします。